

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大仙市長 老松 博行



市町村名 (市町村コード)	大仙市 (05212)
地域名 (地域内農業集落名)	南外地域 (平形、木直、本川、西板戸、物渡、揚坊、田屋、日吉、大畑、小出、北田、高野、大杉、赤平、中宿、和寺、田中、及水、大和野、無尻橋、西ノ又、土場、逆川、夏桑、滝、荒沢、十二ヶ沢、荒又、大柳、上野、悪戸野、下袋、中袋、金屋、大向、薬師堂、湯ノ又、湯松、中野、湯元、釜坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は水稻主体であるが、中山間地域のため日照条件不良で圃場の高低があり、また、河川水害を受けやすく、水系も不画一であるために地区全域をカバーする土地改良区が所在しない条件不利区域である。このため、他地域からの入作が少なく、狭隘の山間部では、集落の大多数が離農し、受け手(耕作者)が不在のために休耕状態となっているケースも発生している。
- ・担い手(認定農業者等)による農地集積も限界に達しつつあり、中小規模の自作地経営の維持や、水利面での土地持ち非農家からの理解と協力など集落ぐるみでの補完体制が必要不可欠であるが現実として、地区全体の農地の維持を図ることは極めて困難な状況であり、従来の「すべての農地を守る」から「守るべき農地を確実に守る」への発想転換を念頭に置いたダウンサイジング(耕作農地の厳選)に向けたコンセンサス(合意形成)を得るための熟議を加速化させる。
- ・最重要課題である担い手の確保については、親元継承型就農者の確保・育成を基本として、地域外からの新規就農希望者の積極的な受け入れ、他業種からの新規参入、一部経営体で導入済みの外国人労働者の雇用の確保に向けた環境整備を図る。
- ・集落コミュニティ機能維持の観点から、経営規模を問わず、地元の多様な農業者を主体に、これからも「地域の農地は地域で守ること」が肝要であり、農業者、農業委員、関係機関等で構成する協議組織の「なんがい未来農業協議体」を母体として毎年、話し合いの場を設け、現場の声を組み込みつつ、より精度の高い実情に即した地域計画へのブラッシュアップを行う。
- 地域の基礎的データ
- ・認定農業者79人(うち80歳以上5人、70歳以上26名、60歳以上29名、50歳以上8名、50歳未満11名)、法人5経営体、集落営農5経営体
- ・認定新規就農者 2人(花き、肉用牛) ●主な作物:水稻、そば、飼料作物(牧草)
- 共同施設:JA秋田おばこ南外カントリーエレベーター(1施設)、北田ミライセンター(1施設)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・昨今の米価高騰も相まって主食用米への回帰と生産意欲の増進が顕著であり、加工用米、飼料用米、WCSなどの作付面積の縮小している。今後も、「あきたこまち」を中心とした消費者のニーズに適した多様な水稻品種栽培を継続するとともに、フラッグシップ米である「サキホコレ」の栽培に取り組む農業者も年々増加しており、さらなる作付け拡大を推進する。産地化が進む「そば」については、国の経営所得安定対策の動向を踏まえつつ、農地保全の観点から作付可能な環境を整える。
- ・もみ殻ボイラーを活用した周年農業の普及、生産拡大に意欲的に取り組み、独自ブランドを確立し、全国に販路を拡げている法人もあり、今後も多種多様な経営体をバックアップする。畜産については、肉用牛(繁殖)、酪農で14戸いるが、和子牛価格の回復傾向は見られるものの、飼料高騰の影響もあり、厳しい環境が続いているため、引き続き、関係団体と連携しながら後押しする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,242 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,025 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域の話し合い結果や隣接地の耕作者などを考慮するとともに、地区内の認定農業者等の担い手を優先して農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・出し手、受け手の意向を十分に尊重しつつ農地中間管理機構を活用して農地の利用権設定・権利移転・売買等を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地中間管理機構や多面的機能支払交付金制度を活用して、農業法人、集落営農組織、認定農業者、新規就農者等を中心に担い手への農地集積を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・現在、当地域には花き、畜産(肉用牛)を営んでいる認定新規就農者が2名おり、引き続き、関係機関(県、市、JA、農業委員会)で構成するサポートチーム等により技術、経営の物心両面からバックアップする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作物の病虫害を的確にかつ効果的に防除し、被害防止に努めるため、無人ヘリ防除散布団体等の関係機関と連携を図り、地域住民の理解と協力を得ながら地域共同防除の普及に努める。また、近年、出没が多発しているクマ等の有害鳥獣駆除活動については、継続して南外猟友会と連携しながら展開していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

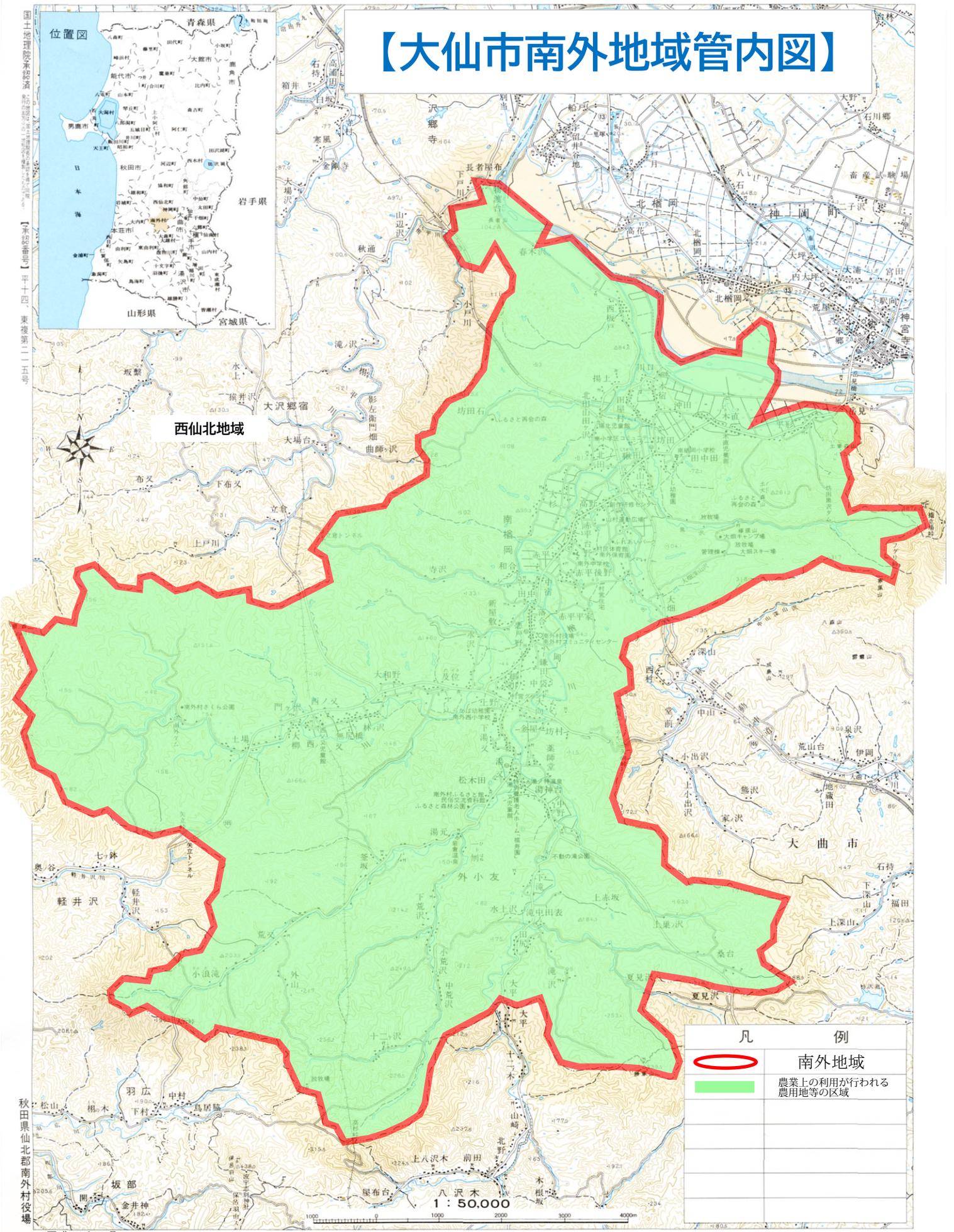
【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による被害を防止するため、箱わなや防止柵の設置を行うとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、南外地方猟友会と連携して迅速かつ的確に対応する。併せて地域内外から、わな猟・銃猟免許保有者等の人材の確保・育成を進める。
- ③法人など大規模経営体を中心に、GNSSデータサービスを活用したスマート農業機械の導入を促し、さらなる作業の効率化を推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、各集落組織を中心に、地域内農地の適正な保全管理を行っていく。
- ⑨地域内で栽培された飼料作物は、地域内の有畜農家へ優先的に供給する。

# 【大仙市南外地域管内図】



西西北地域



凡	例
	南外地域
	農業上の利用が行われる農用地等の区域

秋田県仙北郡南外村役場

平成 14 年 10 月